第１号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 28 年 6 月 22 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課　御中

照会者名　　行政書士四本事務所
行政書士　四　本　平　一
住所　千葉県君津市杢師 4 丁目 19 番 6 号

下記について、照会します。
なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

１．法令名及び条項
建設業法第 3 条 1 項

２．将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
① A 社は、電気工事業及び管工事業の建設業許可業者です。
② ①の場合において、A 社は、一般民家の風呂場及び台所のいわゆる「リフォーム」工事を当該一般民家の所有者である個人から請け負い、これを施工します。
③ ②の工事において、A 社は、電気工事において建設される目的物である電気設備及び管工事において建設される目的物である水道設備をそれぞれそれのみを解体する工事を施工します。
④ さらに、③の工事のほか、A 社は、当該一般民家の風呂場並びに台所の壁及び床板を共に合せて解体する工事をも施工します。

この場合において、A 社の④の行為は「解体工事」に該当するのか否か、並びに当該行為は建設業法第 3 条 1 項ただし書きの「軽微な建設工事」に該当する場合及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 21 条の規定における解体工事業者の登録義務者に該当する場合を除き、建設業法上の解体工事業の許可が必要であるのか否かを照会いたします。

３．当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

（見解）

前項記載のA社の④の行為は「解体工事」に該当し、及び当該A社の行為が、建設業法第3条1項ただし書きの「軽微な建設工事」に該当する場合及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第21条の規定における解体工事業者の登録義務者に該当する場合を除き、建設業法上の解体工事業の許可は必要であると思料します。

（根拠）

御省発出の平成28年5月17日国土建第99号の別添「建設業許可事務ガイドライン」の【第２条関係】の「２．許可業種区分の考え方について」の「(23) 解体工事」における記述である「それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。」のいずれの場合にも該当しないものであると思料するからです。

４．公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しません。

５．連絡先

下記メールアドレスに、このメールへの返信の形または御課からの新たな御差出の方法にていずれかのご回答で結構ですので、必ず御課名の入ったものでご回答をいただきたくお願いいたします。

回答先メールアドレス：4books@hello.email.ne.jp

第２号様式

法令適用事前確認手続　回答書

平成２８年８月２日

照会者名　行政書士四本事務所　四本　平一　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成２８年６月２２日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

１　回答

照会のあった「電気工事において建設される目的物である電気設備及び管工事において建設される目的物である水道設備をそれぞれそれのみを解体する工事のほか、風呂場並びに台所の壁及び床板を共に合せて解体する工事」の具体的な内容が明らかではないが、以下の通り、当該工事については、建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）別表第一に規定する解体工事に該当する可能性がある。

また、当該工事が、建設工事に附帯する解体工事である場合を除き、工事一件の請負代金の額が５００万円以上の解体工事である場合は法第３条第１項の適用対象となり、解体工事業の許可が必要となる。

２　当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

照会のあった事実に関し、「電気工事において建設される目的物である電気設備及び管工事において建設される目的物である水道設備をそれぞれそれのみを解体する工事のほか、風呂場並びに台所の壁及び床板を共に合せて解体する工事」について、当該工事が「電気工事」、「管工事」、「内装仕上工事」等の複数の専門工事から構成される工事である場合、総合的な

企画、指導、調整が必要な土木一式工事又は建築一式工事の場合を除き、法別表第一に規定する「解体工事」に該当すると解される。

また、建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事（工事一件の請負代金の額が、建築一式工事以外の建設工事にあつては５００万円に満たない工事）のみを請け負うことを営業とする者を除いては、許可を受けなければならないこととされている（法第３条第１項）。加えて、同項の許可を受けて建設業を営む者は、当該許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する建設業に係る建設工事を請け負うことができることとされている（法第４条）。この点、照会のあった事実に基づく工事が、許可を受けた建設工事に附帯する解体工事である場合を除き、工事一件の請負代金の額が５００万円以上の解体工事に該当する場合、法第３条第１項の適用対象となり解体工事業の許可が必要となる。

なお、解体工事に関しては、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の適用対象となり解体工事業者の登録が必要となる。